議案第１１１号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年杉並区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改め、同項ただし書中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に、「１００分の１０８．７５」を「１００分の１１３．７５」に、「１００分の６２．５」を「１００分の６５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に、「１００分の５８．７５」を「１００分の６１．２５」に、「１００分の１３６．２５」を「１００分の１４１．２５」に、「１００分の６７．５」を「１００分の７０」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	232,000	311,700	358,300	394,600
	2	233,800	313,700	360,100	397,200
	3	235,600	315,700	362,000	399,800
	4	237,700	317,500	363,900	402,400
	5	239,900	319,700	365,800	405,000
	6	241,800	321,600	367,500	407,600
	7	243,700	323,100	369,600	410,100
	8	245,500	324,600	371,400	412,500
	9	247,800	326,400	373,300	414,800
	10	249,700	328,100	375,200	416,700
	11	251,700	329,900	377,200	418,600
	12	254,000	331,600	379,000	420,500
	13	255,900	333,100	380,800	422,500
	14	257,800	334,900	382,500	424,400
	15	259,700	336,800	384,500	426,100
	16	261,200	338,300	386,500	428,100
	17	262,900	339,800	388,500	430,200
	18	264,700	342,100	390,900	432,000
	19	266,000	344,400	393,400	433,500
	20	267,900	346,700	395,900	434,800
	21	269,400	349,000	398,400	436,400
	22	270,600	350,400	400,000	437,800
	23	272,000	352,300	401,900	439,200
	24	273,300	354,200	403,800	440,300
	25	274,800	356,000	405,600	441,500
	26	275,600	357,600	407,200	442,700
	27	277,000	359,000	409,000	443,800
	28	278,300	360,300	410,600	444,900
	29	279,700	361,900	412,200	445,900
	30	281,100	363,300	413,800	446,700
	31	282,100	364,800	415,300	447,700
	32	283,700	366,200	416,800	448,600

33	285, 000	367, 800	418, 400	449, 400
34	286, 500	369, 200	419, 800	450, 200
35	287, 700	370, 700	421, 300	451, 100
36	289, 300	372, 300	422, 300	451, 700
37	290, 600	373, 300	423, 300	452, 400
38	292, 000	374, 600	424, 500	453, 200
39	293, 300	376, 100	425, 500	453, 700
40	294, 700	377, 500	426, 300	454, 500
41	296, 400	378, 400	427, 200	455, 300
42	297, 700	379, 600	428, 100	456, 000
43	299, 300	380, 800	429, 100	456, 800
44	300, 900	381, 800	429, 900	457, 400
45	302, 600	382, 600	430, 600	458, 100
46	303, 900	383, 700	431, 200	458, 700
47	305, 100	384, 800	432, 000	459, 400
48	306, 400	385, 800	432, 700	460, 000
49	307, 400	386, 800	433, 400	460, 400
50	308, 700	387, 800	434, 000	461, 100
51	309, 900	388, 700	434, 700	461, 700
52	311, 100	389, 800	435, 500	462, 200
53	312, 600	390, 600	436, 200	462, 700
54	313, 700	391, 500	437, 000	463, 300
55	314, 800	392, 200	437, 800	463, 800
56	316, 400	393, 000	438, 500	464, 400
57	318, 300	393, 800	439, 000	465, 000
58	320, 200	394, 500	439, 700	465, 500
59	322, 100	395, 300	440, 300	466, 100
60	323, 900	396, 100	441, 000	466, 700
61	325, 800	396, 800	441, 600	467, 200
62	327, 300	397, 500	442, 200	467, 700
63	329, 000	398, 300	442, 800	468, 200
64	330, 600	398, 900	443, 400	468, 800
65	332, 500	399, 700	443, 900	469, 200
66	334, 000	400, 400	444, 400	469, 700
67	335, 600	401, 000	445, 000	470, 200
68	337, 100	401, 800	445, 600	470, 600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	338,700	402,600	446,200	471,100
	70	340,200	403,100	446,700	471,600
	71	341,600	403,800	447,200	472,100
	72	343,100	404,700	447,700	472,600
	73	344,400	405,500	448,200	473,000
	74	345,800	406,200	448,800	473,500
	75	347,300	406,800	449,200	474,000
	76	348,800	407,500	449,800	474,500
	77	350,100	408,100	450,100	474,900
	78	351,400	408,700	450,600	475,300
	79	352,600	409,200	451,100	475,800
	80	353,800	409,800	451,600	476,300
	81	355,000	410,400	452,000	476,800
	82	356,200	410,900	452,500	477,300
	83	357,400	411,500	453,000	477,800
	84	358,500	412,100	453,500	478,200
	85	359,700	412,700	453,900	478,700
	86	360,900	413,200	454,200	479,100
	87	362,200	413,700	454,700	479,500
	88	363,300	414,300	455,200	479,900
	89	364,400	414,900	455,700	480,200
	90	365,500	415,300	456,000	480,500
	91	366,700	416,000	456,500	480,900
	92	367,800	416,500	457,000	481,300
	93	368,800	417,000	457,400	481,700
	94	369,800	417,600	457,800	482,100
	95	370,700	418,100	458,200	482,500
	96	371,600	418,600	458,600	482,900
	97	372,600	419,100	459,000	483,200
	98	373,500	419,600	459,300	483,500
	99	374,300	420,100	459,700	483,900
	100	375,000	420,600	460,100	484,300
	101	375,700	421,100	460,500	484,700
	102	376,400	421,600	460,900	
	103	377,100	422,100	461,300	
	104	377,600	422,600	461,700	

105	378, 200	423, 100	462, 000	
106	378, 700	423, 700	462, 400	
107	379, 200	424, 200	462, 800	
108	379, 800	424, 700	463, 200	
109	380, 500	425, 100	463, 500	
110	381, 000	425, 500	463, 900	
111	381, 500	426, 000	464, 300	
112	382, 000	426, 600	464, 700	
113	382, 500	427, 100	465, 000	
114	383, 000	427, 500		
115	383, 500	427, 900		
116	384, 000	428, 300		
117	384, 400	428, 800		
118	384, 800	429, 200		
119	385, 300	429, 600		
120	385, 800	430, 000		
121	386, 300	430, 400		
122	386, 800	430, 800		
123	387, 300	431, 200		
124	387, 700	431, 600		
125	388, 100	432, 000		
126	388, 500	432, 400		
127	388, 900	432, 800		
128	389, 300	433, 200		
129	389, 600	433, 500		
130	389, 800			
131	390, 200			
132	390, 600			
133	391, 100			
134	391, 400			
135	391, 800			
136	392, 200			
137	392, 600			
138	393, 000			
139	393, 400			
140	393, 800			

	141	394,100			
	142	394,600			
	143	395,000			
	144	395,300			
	145	395,800			
	146	396,200			
	147	396,600			
	148	397,000			
	149	397,500			
	150	397,900			
	151	398,300			
	152	398,700			
	153	399,200			
	154	399,600			
	155	400,000			
	156	400,400			
	157	400,800			
	158	401,200			
	159	401,600			
	160	402,000			
	161	402,400			
	162	402,800			
	163	403,200			
	164	403,600			
	165	404,000			
	166	404,400			
	167	404,700			
	168	405,100			
	169	405,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 270,100	円 315,500	円 342,900	円 386,200

第２条　杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同項ただし書中「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に、「１００分の１１３．７５」を「１００分の１１１．２５」に、「１００分の６５」を「１００分の６３．７５」に改める。

第３０条第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に、「１００分の１４１．２５」を「１００分の１３８．７５」に、「１００分の７０」を「１００分の６８．７５」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（１）　第１条の規定（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例別表第１の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定　令和８年４月１日

（２）　第１条の規定（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例別表第１の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定　令和８年１２月１日

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった幼稚園教育職員（以下「職員」という。）及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の同条の規定による改正後の杉並

区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

４　施行日から令和９年３月３１日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

５　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

資　料　１

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第１条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当） 第２７条　略 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１３１．２５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１１３．７５」とあるのは「１００分の６５　　」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第３０条　略 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会	（期末手当） 第２７条　略 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第３０条　略 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会

規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２３．７５（第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１４１．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１１８．７５（第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１３６．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２３．７５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１４１．２５」とあるのは「１００分の７０　　」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１１８．７５」とあるのは「１００分の５８．７５」と、「１００分の１３６．２５」とあるのは「１００分の６７．５」とする。
４～７　略	４～７　略

第２条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新　　条　　例	旧　　条　　例
（期末手当） 第２７条　略	（期末手当） 第２７条　略
２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則	２　期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１３１．２５を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に１００分の１１３．７５を乗じて得た額に、教育委員会規則

で定める支給割合を乗じて得た額とする。	で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７２．５　」と、「１００分の１１１．２５」とあるのは「１００分の６３．７５」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１３１．２５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１１３．７５」とあるのは「１００分の６５　　」とする。
4～6　略	4～6　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３０条　略	第３０条　略
2　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２１．２５（第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１３８．７５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の１２３．７５（第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の１４１．２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２１．２５」とあるのは「１００分の６０　　」と、「１００分の１３８．７５」とあるのは「１００分の６８．７５」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２３．７５」とあるのは「１００分の６１．２５」と、「１００分の１４１．２５」とあるのは「１００分の７０　　」とする。
4～7　略	4～7　略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td>給　料　表</td><td>別表第１
職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（15,126 円、3.72%）を解消するため、給料月額を引き上げる。</td></tr>
<tr><td>期末手当
及び
勤勉手当</td><td>職員の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>12 月期</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td><td>1.3125</td><td>1.2375</td><td>2.55</td><td>1.2875</td><td>1.2125</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td><td>2.575</td><td>2.425</td><td>5.00</td></tr>
</table>
管理職員の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.1125</td><td>1.3875</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>12 月期</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td><td>1.1375</td><td>1.4125</td><td>2.55</td><td>1.1125</td><td>1.3875</td><td>2.50</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>2.175</td><td>2.725</td><td>4.90</td><td>2.225</td><td>2.775</td><td>5.00</td><td>2.225</td><td>2.775</td><td>5.00</td></tr>
</table>
定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.725</td><td>0.60</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>12 月期</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td><td>0.7375</td><td>0.6125</td><td>1.35</td><td>0.725</td><td>0.60</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>1.425</td><td>1.175</td><td>2.60</td><td>1.45</td><td>1.20</td><td>2.65</td><td>1.45</td><td>1.20</td><td>2.65</td></tr>
</table>
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数
<table>
<tr><th></th><th colspan="3">現　　行</th><th colspan="3">第１条による改正
（令和８年度の支給月数）</th><th colspan="3">第２条による改正
（令和９年度の支給月数）</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th><th>期末</th><th>勤勉</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>６月期</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.6375</td><td>0.6875</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>12 月期</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td><td>0.65</td><td>0.70</td><td>1.35</td><td>0.6375</td><td>0.6875</td><td>1.325</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>1.25</td><td>1.35</td><td>2.60</td><td>1.275</td><td>1.375</td><td>2.65</td><td>1.275</td><td>1.375</td><td>2.65</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施行期日等</td><td>１　第１条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和８年１２月１１日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。
２　第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。
３　給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。</td></tr>
</table>